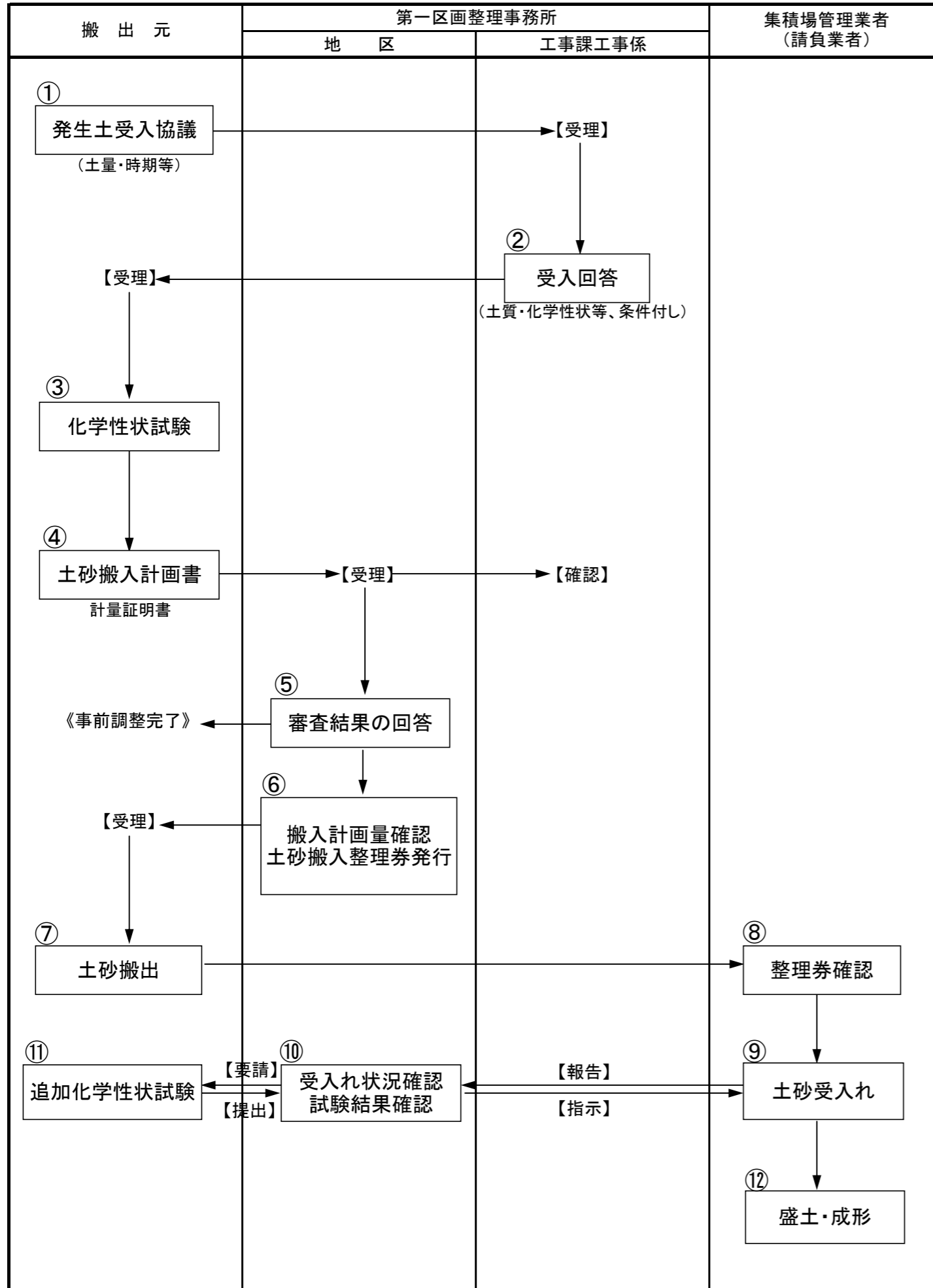


豊洲地区建設発生土受入れの流れ



作業項目	具体的な作業内容
①発生土受入協議	・ 搬出元が、第一区画整理事務所工事課と、土量及び時期等について協議を行う
②受入回答	・ 第一区画整理事務所工事課が、受入場所の状況と搬入時期や土量の調整を行い、搬出元へ受入可否の回答を行う ・ 受入れを了承する場合、受入条件を付して回答する
③化学性状試験	・ 搬出元は、受入基準に基づき、搬入土量2,000m ³ 以下で1回、2,000m ³ を超える毎に1回の試験を行う
④土砂搬入計画書	・ 搬出元は、「土砂搬入計画書」に搬入する土砂の予定数量や予定時期等を記載し、化学性状試験結果を添付して、地区事務所に提出する
⑤審査結果の回答	・ 「土砂搬入計画書」の内容を、地区事務所と第一区画整理事務所工事課が審査し、問題がなければその旨を搬出元に回答する ・ 「土砂搬入計画書」は、1部を地区事務所が保管するとともに、盛土材受入先の地主、搬出元、集積場管理者へ渡す
⑥搬入計画量確認、土砂搬入整理券発行	・ 「土砂搬入計画書」の審査の結果、問題がなかった場合、「土砂搬入整理券」を発行する
⑦土砂搬出	・ 搬出車両1台ごとに「土砂搬入整理券」を持参させ、土砂を搬出する
⑧整理券確認	・ 土砂受入時に、集積場管理業者が搬入車両1台ごとに「土砂搬入整理券」の提出を受け、確認を行う
⑨土砂受入れ	・ 「土砂搬入整理券」の確認により、土砂を受入れる
⑩受入れ状況確認、試験結果確認	・ 土砂の受入状況について、集積場管理業者は地区事務所に報告する ・ 地区事務所は、化学性状試験の回数が不足している場合、搬出元に対して追加試験の実施を要請し、試験結果を確認した上で集積場管理業者に受入れを指示する
⑪追加化学性状試験	・ 搬出元は、化学性状試験回数が不足している場合、受入基準に基づき試験を実施し、試験結果を地区事務所へ提出する
⑫盛土・成形	・ 集積場管理業者が盛土・整形を行う

* この資料は、区画整理事務所及び地区事務所で実施している手続きを、本委員会用にヒアリングを行い、整理したものです。